主 文

- 1 原告の主位的請求を却下する。
- 2 原告の予備的請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者双方の求めた裁判

一 原告

(主位的請求)

1 被告が昭和四六年五月一日付をもつて原告に対してなした労働者災害補償保険 法による療養補償給付および休業補償給付を支給しない旨の処分を取消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

(予備的請求)

- 1 被告が昭和四六年五月一日付をもつて原告に対してなした労働者災害補償保険 法による療養補償給付および休業補償給付を支給しない旨の処分は無効であること を確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

二 被告

(主位的請求に対する本案前の申立)

1 本件訴えを却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

(主位的請求並びに予備的請求に対する本案の申立)

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者双方の主張

一 原告

(一) (主位的請求原因)

- 1 原告は昭和四二年一〇月製材業を経営する父訴外Aに雇傭され月額三万円の給与を受け指目工として、絞別郡〈以下略〉所在のその木工場における労働に従事していたものである。
- 2 原告は昭和四六年二月一日午後二時三〇分頃右木工場において、丸鋸を操作して製缶材の巾を決め耳を切り落す作業に従事中、突然飛んできた木片が左眼々鏡に当り眼鏡が割れて左眼球破裂の傷害を受けた。原告は受傷直後から同年三月六日までの間遠軽厚生総合病院に入院治療を受け、次いで同月二九日まで同病院に通院して加療を受けたが、結局左眼失明の止むなきに至つた。
- 3 原告同年三月一三日被告(当時の署長はB)に対し、労働者災害補償保険法に基づき右療養期間中の療養費四万八、三八六円および同月一六日には休業補償費として昭和四六年二月分の給付を請求したところ、被告は同年五月一日付をもつて、原告が同法にいう労働者に該当しないことを理由として、右療養費および休業補償費を支給しない旨の処分をした。
- 4 しかしながら、原告は労働者災害補償保険法にいう労働者に該当するものであ るから、被告のなした処分は違法であり取消を免れない。
- 5 原告は本件処分を不服として北海道労働者災害補償保険審査官に審査請求をしたところ、同審査官は同年一二月二〇日付をもつてこれを棄却した。同決定書謄本は昭和四七年一〇日原告に送付された。そこで原告はこの決定を不服として昭和四七年一一月九日労働保険審査会に対し再審査請求をなしたところ、同審査会は昭和四八年四月九日付をもつてこれを却下する旨の決定をなしたものである。

(二) (予備的請求原因)

仮に右再審査請求が期間を徒過しているために原処分取消の訴えが不適法である としても、原告が同法にいう労働者であることは明白な事実であり、被告のなした 原処分はこの点につき重大かつ明白な瑕疵があり違法無効なものである。

ニ 被告(本案前の抗弁)

本件処分取消しの訴えは、労働者災害補償保険法(昭和四八年法律第八五号による改正前)第三八条により行政事件訴訟法第八条一項但書にいう当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない場合であるのにかかわらず、本件処分について、適法な審査請求がなされておらず、かつ、同条

第二項二、三号により直ちに訴えを提起することができる場合に該当しない。

ところで右再審査請求は、請求人に審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六〇日以内にしなければならないところ(労働保険審査官及び労働保険審査会法第三八条一項)、本件審査官の決定書の謄本が原告に送付されたのは昭和四七年一月一〇日であり、同人が審査会に再審査請求書を郵送したのは同年一一月九日であつて、結局本件についての再審査請求は、前記法定期間を経過してなされた不適法なものとして却下されたものである。このような場合右審査請求は行政事件訴訟法第八条一項但書にいう裁決前置の要件を充たしたものということができず、従つて不適法な訴えとして却下をまぬがれない。 三 被告

(一) (請求の原因に対する認否)

- 1 第1項の事実中、原告が昭和四二年一〇月以降訴外Aの経営する木工場において労働に従事していたことは認めるが、同人に雇傭されていたとの点は争う。その余の事実は不知。
- 2 第2項の事実中、左眼失明の事実は不知。その余は認める。
- 3 第3項の事実は認める。ただし請求療養費は金六万六、四八四円である。
- 4 第4項は争う。
- (二) (被告の主張)

被告は労働者災害補償保険法の適用を受ける労働者とはいえない。労働者災害補償保険法においては、労働者の概念について特に規定していないが、昭和四八年法律第八五号による改正前の同法第一二条第二項において労働者に行なう給付して、労働基準法に規定する災害補償保険法にいう労働者とは、労働基準法の場合と同であると解される。そこで労働基準法第九条をみるに、労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用されるもので賃金を支払われる者をいうと規定しており、でいう使用されるものとは、使用者との間に使用従属関係にあり、その労働の対しての賃金の支払いを受けるものであるということができる。従つて、形式にしての賃金の支払いを受けるものであるということができる。従って、形式にして、事業主と同一の立場にある者は本法にいう労働者ではない。

ところで本件においては以下の事実が認められる。

- (1) 事業主たる訴外Aは既に老令に達したうえ身体の故障も生じていたため、 やがてその長男たる原告にこれを承継せしめることを必要としていたものであること、
- 「(2) 原告は昭和四二年札幌短期大学卒業後、札幌市所在の会社に就職していたが、同年一〇月訴外Aから呼び戻され同人ら家族と同居して右製材業に従事することとなつたものであつて、これは単に右事業における労働力の充足のためといらり原告をして将来右事業を引継ぐことを目的としたものと見ることができること、(3) 原告は昭和四五年一〇月上旬ころ右住居からおよそ五〇メートル離れたら外A所有の建物に別居するにいたつたが、住民としての転居届は未だなされた。)外A所有の建物に別居するにいたつたが、住民としての転居届は未だなされた。前人通帳も訴外Aと共通であり、食事は従前どおり訴外Aのもとでその家族とまで、(住民としての転居届は本件災害発生後にいたつてはじめてなされた。) 米報にないたものであり、食費、家賃等の支払いもせず、生活形態は以前とまつにないにあった。しかして原告の右別居は将来における原告の結婚を配慮しての処としかも単に寝起きするだけの別居であるに過ぎず、世帯を実質上分離したものではない。
- (4) 原告の賃金については、原告は本訴において月額三万円の支払を受けていたと主張しているが、北見社会保険事務所にはこれを二万六千円と届出、又昭和四六年六月二八日付北海道労働者災害補償保険審査官に対する審査請求書にはこれを二万五千円と記載しているものであつて、それぞれ相違があつて一貫性がないうえ、当該事業所では労働基準法に定められている賃金台帳、労働者名簿の備付がなく、その他の資料も整備されていないので、原告が労働の対価として賃金の支払いを受けていたのか否かは明確ではない。しかも訴外Aは労働者災害補償保険の年度更新における、昭和四五年四月一日より同四六年三月三一日までの確定保険料の賃

金総額は九六万八、九〇〇円と報告しているものであるところ、その額の算出根拠は明確でないが、前記審査官において、当該事業場の資料(期間中雇用されたもの一〇名のうち、二名は支給額不明)により算出した金額は一二五万二、八九八円であつて、報告された確定保険料の賃金総額とは相当の開きがあり、原告に対する右支払額は右報告された賃金総額には計上されていないものと考えられる。

以上の事実を総合勘案するに、原告の労働の実態は、将来事業主たる父Aの事業を引継ぐ目的でこれに従事し、かつ事業主と利益生計を一にしていたものであつて、実質上事業主と同一の立場にあるというべく、従つて使用主との間に使用従属関係があるということはできないから、原告は労働者災害補償保険法の適用を受ける労働者とはいえないものである。

してみると被告がなした保険給付をしない旨の処分は正当であつてこれには何ら の重大明白な瑕疵は存しない。

四 原告(本案前の抗弁に対する反論)

原告が審査請求に対する決定後、再審査請求期間を経過してしまつたのは、次に述べるとおり誠に止むを得ない正当な理由によるものであるから、労働保険審査官及び労働保険審査会法三八条二項、同法八条一項但書により適法な再審査請求となるものである。

すなわち、原処分及びこれについての審査請求の段階において原告の代理人として手続をとつたのは、原告の父訴外Aであるが、そもそも北見労働基津監督署上で手続をとつたのは、原告の父訴外Aであるが、そもでも北見労働基之の経験に対したとの父訴外Aで表着せよとのけた方が安全である。との表別にであるが、それは危険防止に役立たず、むしろ反発防止板をとりつけた方が安全があるさればにである。当まれば一番で大力である。からないが、これが認められず、その情では、まないでは、これがないがでいたのであるが、しているである。からないのであるが、保管不在など前求と思いらいたが、原管不在など前である。加えて、の教済方法がないからないたである。加えて、のである。加えて、同訴外人はいわゆる。本書であり、再審査請求期間を経過してしまったのである。

尚、この間北海道労働保険審査官が、同訴外人に対し、「行政監察庁とも相談し、労災保険と健康保険の両方の手続を上にあげていくとどちらかで認められる。」旨の事を伝えている。これを聞いて同訴外人は健康保険の手続もとり、安心していたのである。(ところが健康保険は、業務外の負傷とは認められないとして不支給となつた。)

他方原告は、保険請求手続は全て同訴外人に任せていたし、本件事故による負傷で欠勤中でもあつたので、どのよような経緯でどうなつたか一切知らなかつた。 このような事情から、再審査請求期間を経過してしまつたものであり、誠に止む

を得ない正当な理由があるのであるから、右再審査請求は適法であり、本件取消訴訟も適法である。

第三 証拠関係 (省略)

理 由

- 主位的請求について

まず被告の本案前の申立があるので、これについて判断する。

原告が本件につき、昭和四六年三月一三日被告に対し労働者災害補償保険法に基づき療養費および休業補償費の請求をなしたが、同年五月一日付で被告は右療養者および休業補償費を支給しない旨の処分をなしたこと、原告はこれを不服として査請求をなしたがそれも同年一二月二〇日付をもつて棄却され、右決定書の謄本は昭和四七年一月一〇日原告に送付されたこと、右に対する再審査請求の申立が原告によってなされたのは同年一一月九日であることについては当事者間に争いがない。ところで労働保険審査官及び労働保険審査会法三八条一項によれば、右再審査請求は、請求人に審査官の決定書謄本が送付された日の翌日から起算して六〇日内にしなければならないのであるから、前記原告の再審査請求の申立は不適法であるといわざるをえない。

原告は所定期間内に再審査請求の申立ができたかったのは、止むをえない事情が

あつたからであると主張するが、右の止むをえない事情とは、単に再審請求人の主観的な事情では足らず、請求人が再審査請求をなそうとしてもそれをなすことが不可能と認められるような客観的事情の存在が必要と解されるところ、仮にこの点についての原告の主張事実がすべて認められるとしても、右の事実をもつてしては未だ右の客観的事情があるとはいえず、止むをえない事情があつたと認めることはできない。従つてその余の点について判断するまでもなく原告の主位的請求は前記労働保険審査官及び労働保険審査会法三八条所定の審査裁決を経ない不適法なものというべきである。

二 予備的請求について

1 まず原告が労働者災害補償保険法の適用を受ける労働者であるか否かについて判断するに、同法の適用を受ける労働者とは昭和四八年法律第八五号による改正前の同法第一二条第二項においてその保険給付は労働基準法に規定する災害補償の事由が生じた場合にこれを行なう旨定めている趣旨に鑑みると、労働基準法にいう労働者と同一の者をいうものと解すべきである。ところで、労働基準法九条によれば「労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいう」と規定されている。ここに「事業に使用される者」とは事業主と労働契約を締結し、その指揮命令のもとに労働力を提供するものと、また「賃金」とは右の労働力の提供に応じて支払われる金銭をいうと解すべきである。

2 ところでその成立に争いがない乙第一一、一二号証、証人Aの証言および原告本人尋問の結果を総合すれば、原告の仕事の内容は、実際に丸鋸を操作して原木材料を製材することなどであり、一日の仕事の段取は同訴外人か又は訴外Cが原告を含む職工に指示していたので、原告は何ら他の職工を指揮監督する立場になかつたし、又営業面についても、一切を父親が取り仕切つていたことが認められるが、後記認定事実を併せ考えると、未だこのことから直ちに原告が右労働者であると断定することはできない。他方前掲乙第一一、一二号証、証人Aの証言、原告本人尋問の結果を総合すると、以下の事実が認められる。

ハ ところで原告は前示の如く訴外Aに呼び寄せられて以来、同人方に同居していたが、昭和四五年一〇月上旬ころ、工場のそばにあり、父の住居からせいぜい一五〇メートルほどしか離れていない同訴外人所有の建物(それまで同訴外人に使用されていた職工が住んでいた。)に、自から希望して別居を申出、同訴外人も原告の結婚準備にもな しかし食事を同訴外人の住居で家族と一緒にすることや、食事・家賃などを同訴外人に支払わなかつたことは従前どおりであつた。

以上の事実が認められる。右認定に反する乙第一一号証、証人Aの証言の各一部は原告本人尋問の結果に照らしてたやすく措信できない。

以上の事実を総合すれば、訴外Aは原告を将来自分の後継者にするため、自分の手もとで仕事を仕込んでいたのであり、原告もこれに従つていたものであり、原告に支給されていた金銭はその労働の対価というよりはむしろ右の見習期間中、父親が息子に支給していた小使銭と見るのが相当であり、従つて原告は事業主たる訴外Aから労働契約に基きその指揮命令により労働に従事しその対価として賃金を支給されていたというものではなく、かえつて右事業に助力しかつこれを継承するため見習をしていたに過ぎないものというべきである。

プランジャルは、原告は前記労働基準法に規定されている労働者には当らず、従 つてまた労働者災害補償保険法の適用を受ける労働者ではないものといわなければ ならない。しからば被告が昭和四六年五月一日付をもつて原告に対してなした労働者災害補償保険法による療養費および休業補償費を支給しない旨の処分は適法なものであつて、何らの重大かつ明白な瑕疵は存しないものというべきである。 三 結語

以上の次第であるから原告の主位的請求はこれを却下し、予備的請求は失当としてこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を各適用して主文のとおり判決する。